

○武庫川学院公益通報等に関する規程

平成23年4月1日

改正 令和5年4月1日

改正 令和5年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人武庫川学院（以下「学院」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、職員等が、不正の目的でなく、公益通報者保護法第2条に定める通報対象事実を、学院、当該対象事実の権限を有する行政機関又は報道機関等に通報することをいう。

2 この規程において「職員等」とは、学院の役員、職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき学院においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員をいう。

3 この規程において「内部公益通報」とは、職員等が、公益通報者保護法第2条の定め違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）を、第4条に定める窓口に通報し、又は相談することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学院の内部公益通報体制を整備、総括し、継続的な評価・改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

(内部公益通報窓口及び責任者)

第4条 内部公益通報を受け付ける外部窓口を、弁護士法人依法律事務所（以下「法律事務所」という。）の担当弁護士とする。

2 法律事務所の担当弁護士は、前項に定める内部公益通報の受付の他、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）を担当するものとする。

3 公益通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）は、人事部長とする。ただし、人事部長が被通報者の場合は、当該事案については、理事長が別の者を責任者として指名するものとする。

4 通報対象事実の実施主体である者又は関係している者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。

(従事者)

第5条 学院は、内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者(以下「従事者」という。)を定めなければならない。

2 従事者は、公益通報対応業務に関して知り得た事項であって、公益通報者を特定させるものについて、守秘義務を負うことを確認の上、公益通報対応業務を行う。

3 従事者は、法律事務所の担当弁護士および人事部人事課の職員とする。ただし、理事長は、必要が生じた都度、その他の職員若干名を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、書面又は電子メール等により、従事者の地位に就くことを、従事者となる者に示すこととする。

(内部公益通報の方法)

第6条 内部公益通報は、電子メール、電話、ファクシミリ、書面又は面談の方法によって行うことができる。

2 職員等は、内部公益通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 職員等は、不正の利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、内部公益通報を行ってはならない。

(他の規則との関係)

第7条 公益通報・相談窓口に通報された法令違反行為のうち、学院の他の規則等にその対応が規定されているものは、当該規則に従って対応する。

(調査の開始)

第8条 内部公益通報窓口において、職員等から法令違反行為に関する通報を受けた場合は、従事者は、遅滞なく、その調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 人事部長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第9条 従事者は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 従事者は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 人事部長及び監査担当者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会、常任理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第10条 人事部長及び監査担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。
- 2 人事部長及び監査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第11条 人事部長は、公益通報を受けたときは、その旨及びその内容（ただし、公益通報を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長に報告しなければならない。

- 2 人事部長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 4 人事部長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該職員

等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 学院は、職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りではない。

2 職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第13条 法令違反行為に関与していた職員等が、従事者がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。